

消費税率引き上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税 238,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 1,930,413 千円

(うち一般財源) (1,045,178 千円) (単位:千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引上げ分の 地方消費税収	
社会福祉	障害者福祉事業	580,524	398,562	181,962	41,434
	高齢者福祉事業	12,497	1	12,496	2,845
	児童福祉事業	621,537	356,138	265,399	60,434
	小計	1,214,558	754,701	459,857	104,713
社会保険	介護保険事業	271,355	13,495	257,860	58,719
	国民健康保険事業	110,164	68,657	41,507	9,452
	後期高齢者医療事業	256,166	43,213	212,953	48,492
	小計	637,685	125,365	512,320	116,663
保健衛生	疾病予防対策事業	78,170	5,169	73,001	16,624
	小計	78,170	5,169	73,001	16,624
合計		1,930,413	885,235	1,045,178	238,000